

資金決済法に基づく利用者保護措置

資金決済に関する法律第 13 条第 3 項及び前払式支払手段に関する内閣府令第 23 条の 2 に基づき、以下の情報を提供いたします。

1. 資金決済に関する法律第 14 条第 1 項の趣旨

利用者保護のため、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の 2 分の 1 以上の額に相当する額の発行保証金を法務局等に供託等することが義務付けられています。

2. 資金決済に関する法律第 31 条第 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の利用者は、あらかじめ保全された発行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しています。

3. 発行保証金の供託・保全契約・信託契約の別

弊社の利用者資金の保全方法は、金銭による供託です。

基準日未使用残高が 1000 万円を超えない場合、弊社は供託を行わずその旨を弊社ホームページにて情報提供します。

4. 発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

当社は、利用者等が申し出た内容、当社による調査の結果、第三者による不正利用が認められる場合、利用者等が被った損失を原則補償するものとします。詳細につきましては「みきゃんマネー補償方針」をご確認ください。

株式会社デジタルテクノロジー四国